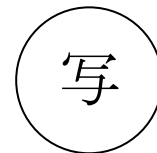


令和3年（2021年）6月25日開会

令和3年（2021年）第8回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和3年6月25日（金）第8回教育委員会定例会を南館6階会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	武 内 由紀子
委 員	堀 村 佳奈子
委 員	前 川 佳 之
委 員	篠 永 安 秀

◆ 本委員会に出席した者

教 育 総 務 部 長	小 田 佐衣子
教 育 政 策 課 長	辻 田 新 一
学 務 課 長	中 坂 有 希
施 設 課 長	浅 野 貴 士
社会教育振興課長	松 本 栄 子
学 校 教 育 部 長	加 藤 拓
学校教育推進課長	青 木 次 郎
学校教育推進課参事	梶 西 学
教 職 員 課 長	岩 城 大 将
教育センター所長	新 川 正 知

◆ 署名委員

委 員	篠 永 安 秀
-----	---------

(令和 3 年 6 月 2 5 日 (金) 、午後 2 時 0 0 分)

議 事 日 程 (令和 3 年 第 8 回 茨 木 市 教 育 委 員 会 定 例 会)

(於 : 市 役 所 南 館 6 階 会 議 室)

日 程	議 案 番 号	件 名	摘 要
1		会 議 時 間 の 決 定 に つ い て	
2		会 議 録 署 名 委 員 指 名 に つ い て	
3		会 議 録 の 承 認 に つ い て	
4		諸 般 の 報 告 に つ い て	
5	請 願 2	小 ・ 中 学 校 の 女 子 用 ト イ レ に 生 理 用 品 を 順 次 設 置 す る こ と 等 を 求 め る 請 願 に つ い て	
6	18	令 和 4 年 度 使 用 茨 木 市 立 義 務 教 育 諸 学 校 教 科 用 図 書 の 採 択 方 法 に つ い て	
7	19	茨 木 市 社 会 教 育 委 員 の 委 嘱 に つ い て	
8			
9			
10			
11			

(1 4 時 0 0 分 開 会)

岡田教育長

それでは、ただいまから令和3年第8回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。
本日は委員会を傍聴したいとの申し出がありますので、ここで入室していただきます。
それでは、傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後4時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、篠永委員をご指名申し上げますので、よろしくお願いたします。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和3年第5回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」についてお諮りいたします。
ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、「令和3年第5回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」については、承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

小田教育総務部長が報告

岡田教育長

審議の途中でございますが、委員会を傍聴したいとの申し出がありますので、ここで入室していただきます。

それでは、傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

小田教育総務部長が報告

岡田教育長

以上の報告について、質問はございませんか。

篠永委員

残念ながら、行事は4件とも中止となっていることは致し方ないと思うのですが、中止に関して、参加申込をされているような土曜科学教室であれば、1人1人と連絡がつくのかなという気もするのですけれども、どのような中止のアナウンスをされたのか教えてください。また、日程や講師の先生の都合もあるので、ブックトラベルは、再度同じようにというのは難しいと思いますが、例えば第2土曜科学教室であれば、また同じテーマで、違うタイミングでということも可能かと思います。これに関しても講師の先生方の日程もありますが、延期ではなくて、やはり中止なのでしょう。

同じテーマでもう一度、企画し直すということもお考えなのでしょうか。

新川教育センター所長

ご指摘いただきました2点について、お答えさせていただきます。まず、中止のアナウンスにつきましては、ホームページで毎月の予告と、それから、ホームページと広報誌で月初めに申込みを受け付けますということを紹介し、それを見て確認いただくというのと、中止ということ、ホームページ等を通じて紹介させていただきました。

2点目につきましては、今回は中止とさせてもらっているのですが、今年、また新しく、内容を充実させていくためにいろいろな企画を考えておりますので、その先生につきましては、また日程が合えば、この1年間の間で来ていただくこととしております。

篠永委員

ありがとうございます。

小田教育総務部長

周知の方法でございますが、先ほど申し上げましたホームページに加えまして、全ての行事において、コロナの影響で中止になる可能性がありますということ、広報紙のトップページに記載しております。昨年来、そのような形での周知の方法を行っております。

ブックトラベルにつきましては、昨年も秋に延期を検討いたしましたが、コロナが収まらなかったこと、そしてまた、秋には、もともと予定している行事も多数あることから、場所の確保、人の確保が難しいということで、今回この時期に開催するのが難しいということであれば中止するという選択をさせていただいております。

岡田教育長

ほかに何かご質問ございませんか。

それでは、以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

関係者以外の退室をお願いします。

休 憩（１４時０９分）

再 開（１４時１０分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第５ 請願第２号「小・中学校の女子用トイレに生理用品を順次設置すること等を求める請願について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

小田教育総務部長

請願第２号の内容につきまして、説明を申し上げます。

本請願は、令和３年６月７日に山下慶喜氏より茨木市教育委員会あてに提出されたものであります。

請願の内容につきましては、経済的な理由で生理用品が買えない「生理の貧困」対策への各自治体の取組状況が明らかとなり、本市においても「小・中学校の児童生徒が生理の貧困に悩むことがないよう、小・中学校の女子用トイレにおいて、生理用品を順次設置すること」及び「市長部局と連携して、根本的な課題の解決に向けて早急に取り組むこと」を要望するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。

それでは、続きまして、請願者からの説明をお受けしたいと思いますが、発言に当たっては、請願趣旨の範囲内として１０分以内で説明をお願いいたします。また、本日は請願者の意見を聞く会議でありますので、請願者からの質疑をすることはご遠慮願います。

それでは、お願いいたします。

請願者（山下慶喜氏）

4月も請願をさせていただきまして、一定の結論を出していただいて、その中で、大変重要な問題であるとの認識が示されて、市長部局との話し合いというようなことについても触れられていたわけです。この間、時間の経過とともに、状況も刻々と変わっているのではないかと考えています。

6月7日に、請願を出したときには、大阪府内でのこの問題に取り組んでいる自治体が9つありました。本会議質疑に当たって、答弁の内容というのは、6月9日時点で調査をされまして、そのときに取り組んでいる自治体は、豊中市、吹田市、枚方市、寝屋川市、大東市、柏原市、和泉市、岸和田市、藤井寺市、河内長野市、泉大津市、富田林市、泉佐野市、熊取町、河南町、岬町と16自治体で大阪の中で取り組んでいる。全国の状況で言いますと、内閣府の男女共同参画局、これは5月28日の段階で255自治体という数字が上っています。このときに比べますと、今日は6月25日でありますけれども、さらに取り組んでいる自治体が増えていると考えています。ですから、当初はゆったりしたスピードで進んでいたかと思えますけれども、現時点では急速に対応される自治体が増えている、あるいは教育委員会が増えていると、そういう状況下にあるかと思えます。

それから、6月議会で、私以外にも質問として、あるいは発言の中で、この問題に触れた議員があと2人いらっしゃいました。そういったことで、議会全体もこの問題に関心を持って、できる限り積極的な対応を求めているということも事実であろうかなと、私は思っています。

それから、本市教育委員会は「1人の児童生徒も見捨てない」というようなことで、全国的にも積極的に対応されてきて、学力テストについては一定の評価を得られているわけでありましてけれども、ぜひ、こういった点についても、全国に誇れる自治体、そしてまた教育委員会であってほしいと、私は願っております。

それから、こういう物事については、当事者だから言えるということもあれば、当事者だから言えないという側面もあろうかと思っています。女性の問題でありますけれども、女性だけでなく男も自由闊達に、こういう問題に取り組んでいく、あるいは発言をする、タブーをなくしていくと、事実を事実として認めていくと、そういった環境が大事だろうというふうに思っています。

さらに、女性の方が40年前後、この問題にどうしても付き合っていかなければならない、それから非常に苦痛を伴う「生理痛」という言葉がありまして、大変しんどい思いをされている方もいっぱいいらっしゃる。それから、女性だけが経済的な負担を強いられるといったこともあるわけです。

ですから、私たちは、そういった、なぜ女性だけが負担を強いられなければならないのか、そのことについて、行政がきちっとした対応をされるというのは、当然のことです。女性の方が当然のことだということで、主張される、これも当たり前のことだと思っています。

全国各地で、この問題が取り上げられて、全国の自治体がまた先進的な取組をされている、そういった中で、本市が、いつまでもこの問題で躊躇するということがあるとはならないと、私は思っています。既に、他市よりも遅れている状況にありますので、ぜひ請願の趣旨を理解いただいて、そして前向きな対応をされるということを願いまして、私の意見表明とさせていただきます。ありがとうございました。

岡田教育長

請願者の説明は終わりました。各委員から何か、請願者にご質問することはございませんか。

特にございませんか、それでは、請願者の方、ありがとうございました。

暫時休憩します。請願者の方は、傍聴席への移動をお願いします。

休 憩（14時17分）

再 開（14時18分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

これより質疑を行います。

前川委員

これは質疑というよりは、私の意見表明に近いのですが、請願者の説明については、

私としては十分理解しているつもりです。この請願の中に、まさに書かれているように、前回発言したのですが、私としてはやはり、今回の請願で求められている対応は教育上の配慮だけではなく、子どもの貧困、あるいは女性の困窮の問題であり、教育委員会だけで判断することは難しく、市長部局と教育委員会とが連携して、根本的な課題の解決に向けて検討していく必要があることだと思います。その認識は、全く変わっておりません。

そして、先ほど請願者がまさにおっしゃったように、やはりこれは行政として、きちんとした対応が求められる問題であると思います。そういう意味では、申し訳ないのですが、前回請願されたときとは、私としては意見、考え方は変わっておりません。

それから、1点質問として、前回、私も要望したのですが、市長部局と連携しての検討というのは、具体的な進展はあるのでしょうか。

中坂学務課長

市長部局との連携につきましては、現状と課題や必要な支援対応策について、情報共有を図っているところではありますが、現在、まだ具体的な方向性は定まっていないというような状況でございます。

岡田教育長

ほか、何かご意見ございませんか。

武内委員

今、小・中学校では、この生理用品を配布していないということはないと思うのですが、けれども、この支援についてはどのように認識されているのでしょうか。ただ困っている人に渡すだけではなくて、それに付随するいろんな状況とかの把握ということも必要なのではないかなと思うのですが、現状としてはどんな感じでされているのでしょうか。

中坂学務課長

児童生徒自身や家庭環境に配慮し、保健室に取りに来た児童生徒につきましては、養護教諭等が丁寧に対応してくださっていると認識しております。

堀村委員

他市での生理の貧困に関する実施状況は、把握されているのでしょうか。

中坂学務課長

先ほど請願者がお伝えされていた状況等で、内閣府の調査の結果では、全国255の自治体、また大阪府では6月23日時点で、1自治体増えまして、17の自治体の実施または検討中であることを確認しております。

堀村委員

確認されている17の自治体の中で、小・中学校の女子用トイレに生理用品を設置されているというところは多いのでしょうか。

中坂学務課長

一部小・中学校のトイレに設置されている自治体もございますが、ほとんどは学校の保健室や、あるいは公共施設の窓口で配布をしているというような状況でございます。

岡田教育長

ほかは、どうですか。

篠永委員

二度目のご請願を承りまして、お話をお聞きしまして、貧困の中の生理用品の無料配布を行うことと、小・中学校に関しては養護教諭の先生を中心に丁寧に1人1人対応しているという、ご報告いただいたところなのですけれども、それを発展的に進めていくという観点で、特にこの生理用品に関しては、まず効果的であるということ、あと衛生的であるという観点も必要だと思いますし、それが根本的な解決につながっていくきっかけ、あるいは根本的な解決に向けて、その子どもがルールに乗れるような仕組みづくりというところが協議を進めていく上では重要なことになっていくのかなと思います。今後、教育委員会として、どのように市と協議を進めていくようにお考えなのでしょうか。

中坂学務課長

子どもの貧困や女性の貧困対策を含めた総合的な支援として、市の動向を情報共有しながら、教育委員会での対応を協議検討してまいりたいと考えております。

前川委員

今、ご回答がありましたように、ぜひ、積極的に市長部局と議論して、前向きに検討いただきたいと思います。

先ほどの武内委員へのご説明の中で、気になったのは、保健室に取りに来た児童生徒には渡すという話があったのですが、保健室に行けば、そういった支援をしてもらえるとということを、児童生徒にPRするのは非常にデリケートな問題があると思います。PRすることによって、経済的に困っている児童生徒がほかの児童生徒の目を気にしたりすると思います。なので、普段から例えば担任の先生などが、児童生徒が信頼できるような人間関係を構築して、そういった支援ができることを知らないまま困っている児童生徒がないように、ぜひともお願いしたいと思います。

あと、先ほど篠永委員の発言にもありましたが、請願にあるような形で、トイレに設置するのではなくて、必要などころで対応して、そこでその児童生徒の状況を把握し、根本的な解決につなげるというのが大事だと思いますので、今の段階では、トイレにただ単に設置するということについては、私としてはどうかなという意見です。

岡田教育長

ほか、何かご意見ございませんか。

今回、小・中学校の女子用トイレに限定して、設置するという形で1つ、請願が出ております。前もお話ししましたが、茨木市の小・中学校では、既に保健室のほうで配布をするということを中心にやっております。私も、子どもの貧困ということはどう解決するかという部分で、校長会でも、きちっとそのあたりのところ、子どもに寄り添う、そういう指導をしてほしいと言っています。

私がずっと校長会等で一番言っているのが、やはり見ようとしない、それが差別や貧困をつくる。だから、きちっと裏側も含めて見てほしい。そういう意味でも、この保健室の対応も含めて、考えさせてもらっている部分なので、今後とも児童生徒に寄り

添いながら丁寧な対応をしていきたいとは思いますが、だから、今後も校長会等を通じて、そういう子どもたちの生活の背景を知るといふか、その部分を含めての対応をこれからもしていく必要があるかなと思っています。

それから、市長部局と連携した根本的な課題解決に向けての早急な取組ということで、議会でも市長部局の担当部長が生理の貧困も含めて、様々な課題に寄り添った支援が必要と考えていると答弁するなど、市長部局も認識はしてもらっているかなとは思っています。今後とも、庁内連携を図りながら、総合的な相談支援を進めていくと答弁をした部分もございますので、やはりこの大きな貧困の課題に向けた市長部局との一定の認識の共有は、一応されているのかなと思っています。ただ、具体的な中身がどう進んでいくかというのは、まだ今後のことになるかなと思いますけれども、私としては、そう考えています。

それでは、ほかに何かご質問なされる点、ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

それでは異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

前川委員

冒頭に発言申し上げましたとおり、私としては、前回お願いいただいたときと認識は変わっておりませんので、この請願の取り扱いについても前回と同じ意見です。採択する必要はないと思います。

篠永委員

私も同じでございます。しかし、非常に大事なことでありますし、現状もまず、しっかり対応しているという状況の中で、それをどう問題解決に発展させていくことが貧困の解決に資するよという努力はたゆまず続けていくというのは大事なことでございます。

武内委員

お願いいただいた中にも、お話しいただいた中にもありましたけれども、経済的な理由だけで、生理用品が買えない、用意できないということ以上に、女性の体のことについて、子どもたちが不安に思っていたりとか、社会に出てからでもいろいろ不安に思っている方がいらっしゃると思いますので、そのあたりも含めての対応というか、もっと大きな意味での対応が必要かなと思います。特に、トイレにただ設置して、誰でも自由に使えるよということではなくて、そこを通して、どういう背景があるのかとか、どういう体の状況なのかというふうなことも含めてアドバイスできたり、悩みが打ち明けられたりできるような、そういう前向きな取組につながっていったらいいかなと思いますので、単にこの設置すればいいということにはちょっと引っかかる場所がありまして、このあたり、すごく大きな問題になってしまうかも分かりませんが、やはり私たちも考えていかなければいけないことだなと思います。このお願いについては、もう少し深く考える必要があるんじゃないかなと思うので、今のところ、採択しないということではいいのではないかなと思います。

堀村委員

私も同様の意見で、この生理の貧困という問題提起によって、様々な背景で苦しんでいる児童生徒がおられるというのを改めて認識しなければならぬと思うのですが、申請者がおっしゃるように、単にトイレに置いて、取っていけるということであれば、本当だったら保健室に取りに行行って、話が始まるというきっかけがなくなってしまうということにもつながりかねないと思いますので、単に置くというのではなくて、保健室に置いて、それが知らない方にも分かるように、児童生徒に困ったことがあれば保健室に取りに来てくださというのを周知する。先生方にも、そういう背景の児童生徒がいるということを再認識してもらい、この問題が少しでも解決に向かえばなと思っておりますので、このお願いに関しては不採択とっております。

岡田教育長

それでは、ただいま各委員から発言がありましたように、本件は不採択とすることとしたいと存じますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、請願第2号については不採択と決定いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時35分)

再 開 (14時37分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第6 議案第18号「令和4年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書の採択方法について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第18号につきまして、議案説明いたします。

本件は、令和4年度に本市立中学校において使用する社会（歴史的分野）の教科用図書の採択替えを行うか否かを判断する方法についてでございます。

別添の「令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」をご覧ください。この基本事項は、大阪府教育委員会が定めたものでございます。「1. 市町村教育委員会における採択の基準について」の(2)の7行目にございます、「なお」からのところですが、「令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である」とされております。

留意事項といたしましては、「ア 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目、すなわち中学社会歴史的分野のみであり、その他の種目について採択替えを行うことはできない」、となっております。

また、1の(2)イに、「採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものである」と示されており、本市においては、本市教育委員会に採択替えを行うか否かの判断をしていただくこととなります。

次に、採択替えを判断する具体的な方法といたしましては、1の(2)イにあるように、「大阪府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断する」と示されています。

本市におきましては、今申し上げました、大阪府教育委員会から提示される教科用図書選定資料、また令和2年度における本市教育委員会の採択の理由や検討の経緯及び内容に加え、新たに発行された自由社の教科書に関する各中学校からの意見書、また今年度開催する教科書展示会での市民の皆さまからの意見を踏まえ、採択替えを行うか否かを判断していくという方法をご提案申し上げます。

以上、提案させていただいた方法で判断することが適切かどうか、ご審議賜りますようお願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

篠永委員

この新しい教科書が出てきたときの採択替えの基本事項は、アからオまでであるわけなのですが、大阪府教育委員会が示してきたこの基本事項に、あえてほかの方法をとって決めるというのは、あまり理にかなってはいないと思いますので、これに則って行うのが妥当かなと思います。

加藤学校教育部長

今、篠永委員からご指摘いただいた、基本事項に則った形だけだと、確認のための資料が、議案書に載せておりますうちの1つ目、「大阪府教育委員会が提示する令和4年度使用教科用図書選定資料 中学校社会（歴史的分野）」と「令和2年度における本市教育委員会の採択の理由や検討の経緯及び内容」の2点になります。より開かれた採択という観点から、その2点に加えて、今年度、新たにその教科書を各中学校に送付し

まして、中学校現場からの意見書を集める、また本年度も教科書展示会を開催いたしますので、その教科書展示会で出された市民の皆さまからの意見も集めて参考にする。基本事項に加えて、より開かれた教科書採択という観点で、2点追加しております。

篠永委員

よく分かりました。私が勘違いしておりました。地域性に合わせて、さらに拡充した判断のルールということで、ご提案はごもっともだと思います。

岡田教育長

ほか、ご意見ございませんか。

前川委員

お示しいただいた採択方法については、全く異議はございません。私は、教育委員に就任して、まだ間もなく、教科書採択の事務に携わったことがありませんので、あえてご質問いたしますが、我々が検討するに当たっては、こういった提案を踏まえて、教育委員会事務局として採択すべきかどうかというような形で考え方をまとめていただいて、我々が審議をするのでしょうか。それとも、それぞれの、各中学校の意見とか市民の意見を踏まえて、教育委員として判断していくことになるのでしょうか。

加藤学校教育部長

教科書採択は4年に1度やっております、小学校と中学校で年度が分かれていますけど、その採択替えの年には、まず選定委員会というものを組織しまして、そこには学校の代表の方、それから保護者の代表の方、教育委員会事務局がメンバーとなります。その選定委員会は、さらに調査委員会という学校現場の先生で組織された調査をする組織を設けます。

調査委員会は、その教科書を見て、調査報告書を選定委員に上げます。選定委員は、例えば10社ある教科書の中から、選定する教科書ということで仮に3社を上げて、それ以外の7社については選定外ですということで、資料を作ります。それが答申というのですが、教育委員の皆さんには、この3社が選定されていて、この7社は選定されていないということとその理由を記載した資料をお渡しして、あとは選定されたものも

選定されていないものも全て、教科書の現物を見ていただいて、その選定を参考にしながら、最終的には、事務局が原案を示すという形ではなくて、教育委員の皆さまで採択していただくという形をとっています。

前川委員

ということは、今回については、この基本事項にありますように、令和2年度の採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえての判断ということですので、前回の選定委員の方々が、今回の教科書の内容であるとか、あるいは市民の皆さまからの意見も踏まえて、選定委員会として一定の判断をされると理解してよろしいでしょうか。

加藤学校教育部長

今回は、1社の追加になっていますので、改めて選定委員会を設けるのではありません。選定委員会はその自由社以外の教科書についてはもう選定しており、資料を作っていますので、選定委員会を設けるまではせず、その代わりとして市内14中学校の社会科の先生にその教科書について見てもらい、意見書をいただいて、今回は、選定委員会を省いて、去年の選定委員会の答申と今回の中学校からの意見書と市民の皆さまからの意見を参考に、教育委員会で決めていただくという形を考えています。

武内委員

この府から出ている選定資料は、中学社会の歴史的分野に関してだけですか。

梶西学校教育推進課参事

今回につきましては、中学社会歴史的分野のみの選定資料となっております。

武内委員

3つ目の「新たに発行された自由社の教科書に関する各中学校からの意見書」ということで、この会社の教科書についての意見だけを求めるということになるのですよね。今使用している教科書と比べてどうであるとかではなく、自由社の教科書がどうであるかということの意見を求めるということですよ。

梶西学校教育推進課参事

現在使用しております教科書に関する資料につきましては、昨年度に作成されておりますので、その昨年度の資料と今回の自由社の各学校からの意見を踏まえた形になります。

武内委員

今年度開催する教科書展示会での市民の皆さまからの意見というのも、中学校社会科については、自由社の教科書について市民の方がどういう意見を出してこられたかということが、私たちに提示されて、それを見ていくということになるのでしょうか。

梶西学校教育推進課参事

そのようになります。

加藤学校教育部長

教科書展示なので、別に何について意見をくださいという指定はしていません。恐らく、自由社の教科書が新しく追加になったので、それに関する意見は多いだろうとは予想されますが、教科書展示会では、今採択している教科書、それ以外の教科書もあわせて展示していますので、教科書全般についての意見が集まってくると思います。もしかしたら関係ないご意見もあるかもしれませんが、市民の方からいただいた意見書は全てコピーして、委員の皆さまには提示したいと思っています。

武内委員

分かりました。随分、丁寧な採択方法であると思いますので、この方法でいいかなと思います。

青木学校教育推進課長

先ほど、前川委員からご質問いただいた選定委員の話がありましたけれども、今回この形で進めることになりまして、仮に採択替えをするということになれば、その時点で選定委員会、調査委員会を立ち上げるという形になりますので、補足させていただきます。

岡田教育長

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

それでは、各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号「茨木市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

武内委員

議案第19号は人事案件ですので、非公開でお願いいたします。

岡田教育長

ただいま、武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

関係者以外の方の退室をお願いいたします。

<非公開>

岡田教育長

ただいまより、各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和3年第8回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(14時59分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和3年6月25日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和3年第8回茨木市教育委員会定例会事務報告【中止行事及び延期行事】

令和3年5月8日～令和3年6月11日

月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
5月8日（土）	第2土曜科学教室【中止】	茨木市クリエイトセンター	関係職員	教育センター
5月22日（土）	子どもセミナー【中止】	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
5月23日（日）	BOOK TRAVEL 2021【中止】	IBALAB@広場、元茨木川緑地	関係職員	中央図書館
5月8日（土） ～ 6月11日（金）	おはなし会 （開催回数：14回）【中止】	中央図書館ほか	関係職員	中央図書館